

商工こすど かわら版

第228号
小須戸
商工会

6月
の花
あじさい



平成三十一年度事業計画等を決定 第五十九回通常総会が 開催されました

去る五月二十一日(火)午後三時から小須戸商工会館において、小野秀之秋葉副区長をはじめ大勢の来賓よりご臨席を賜わり、第五十九回小須戸商工会通常総会が開催されました。



総会では武田聡氏が議長に選出され、平成三十年事業・決算報告、平成三十一年度事業計画・収支予算等の議案審議が行われ、いずれも原案通り可決承認されました。

平成三十一年度の重点目標は次のとおりです。

- ☆平成三十一年度 重点目標
- 一 組織率向上対策事業の推進
- 二 財政基盤の充実強化
- 三 経営改善普及事業並びに経営発達支援事業による伴走型支援の積極的推進
- 四 商業活性化事業の推進
- 五 広域連携事業の推進
- 六 行政及び関係機関・団体との連携協調

また、商工会が地域振興にどのように関わり、どのような活動を行っているかに関する行動計画「商工会地域貢献アピールプラン」を策定し、商工業者はもちろん、住民、行政等の方々に広く周知し、地域の課題解決に取り組みます。本年度は、次に掲げるプランを策定し、総会において承認されました。

- ① 地域環境の整備と保全に努め、美化運動を推進します。
- ② 行政並びに関係団体との連携強調を密にし、地域経済発展のために事業を推進します。
- ③ 商店街の再生を目指し、来街者の増加を図りながら賑わいのある街づくりを支援していきます。
- ④ 地域資源を活用し、集客・交流人口の拡大を図ります。

この四つのプランを重点事業として積極的に取り組んでまいります。また、役員辞任に伴う補欠選任が行われ、本総会において次の方が選任されました。(任期は前任者の残任期間)

理事 長井 隆史(長井建築) 本年度も、会員各位のご支援・協力をお願い申し上げます。

商工会各部署共同事業 商工会共同広告の 募集について

昨年実施いたしました、小須戸商工会の各部署共同事業、共同広告を今年度も作成いたします。

【発行月】(予定)
七月上旬、十二月上旬

【申込方法・期限】
今月のかかわら版に申込書を同封いたしますので、ご記入の上、六月十四日(金)までに商工会へお申し込みください。

六月は「労働相談強化月間」です 残業規制&の年次有給休暇強制 付与セミナー開催のお知らせ

平成三十一年四月一日から始まった年次有給休暇強制付与に続き、令和二年四月一日から中小企業でも残業規制及び義務化されます。

人で不足が深刻化する中、「働き方改革」への対応や労働生産性の向上は急務と言えます。県では、平成三十一年四月までに施行された「働き方改革関連法」への実務対応について、実践的・具体的に社会保険労務士が解説を行うセミナーを開催します。

まだ対応を検討中の方、実務で新たな疑問が生じた方々はぜひ、ご参加ください。

【日時】令和元年六月二十八日(金) 十三時三〇分～十五時三〇分
【会場】新潟県立生涯学習推進センター
【申込・問合せ】新潟県新潟地域振興局企画企画振興部(☎二四・七二四八)

厚生労働省からお知らせ キャリアアップ助成金の 拡充について

平成三十一年四月一日から「キャリアアップ助成金」が一部拡充されました。

【制度概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、指定の取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

【拡充内容】

- ①一人当たり支給額の増額
- ②支給申請上限人数を十五人から四十五人に拡大

【問合せ】

新潟労働局 ☎〇二五・二七八・七一八二 またはハローワーク新津 ☎二二二・二二三三

ハローワークからのお知らせ
特定求職者雇用開発助成金

(生涯現役)コース

【制度概要】

雇入れ日の満年齢が六十五歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。

【主な支給要件】

一、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。

二、雇用保険の高年齢被保険者として雇い入れ、一年以上雇用することが確実であると認められること。

【問合せ】

ハローワーク新津 ☎二二二・二二三三

平成三十年度第二次補正予算
小規模事業者持続化補助金

公募開始のお知らせ

以前から公募が延期となっていた本補助金の公募が五月二十二日から始まりました。商工会では申請書の相談・受付をお受けします。申請を検討している方はお早目に商工会へご連絡ください。

【一次締切】令和元年六月十七日(月)
【二次締切】令和元年七月十六日(火)
なお、本補助金の詳細につきましては、折込チラシをご覧ください。

無料法律相談のご案内

身の回りのお悩みを法律相談で解決してみませんか。個人情報厳守します。
例えば：
・利息の過払い請求、従業員との労働契約に関するトラブルなど
・売掛金の回収、保証人に関するトラブルなど
・後継者への事業承継、遺産相続に関するトラブルなど
・商品販売に関するトラブル、交通事故の賠償など

・設備資金 十年以内

将来の備えと節税

小規模企業共済制度の紹介

国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための、積み立てによる退職金制度です。掛金は全額を所得控除できるので、高い節税効果があります。将来に備えつつ、契約者の方がさまざまメリットを受けられる、今日からおトクな制度です。

「小規模企業共済のおトクな三つのポイント」

- 一、掛金は加入後も増減可能、全額が所得控除。
- 二、共済金の受取りは一括・分割どちらも可能。共済金は、退職・廃業時に受け取り可能。満期や満額はありませんが、共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取りの場合は退職所得扱いに、分割受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなり、税制メリットもあります。
- 三、低金利の貸付制度を利用できます。

【問合せ】 小須戸商工会

【借入限度額】 二、〇〇〇万円

【返済期間】

・運転資金 七年以内

マル経融資を活用しませんか？

商工会では、小規模事業者(小売・卸・建設・サービス業は従業員五人以下、製造業は二十人以下の法人・個人事業主)を対象に、日本政策金融公庫が融資する「マル経融資」をあっせんしています。保証人や担保は不要です。買掛金の支払いなどの運転資金として、または新たな機械購入などの設備投資として活用することができます。

【相談日】令和元年七月二十二日(月) 午前十時～十二時

※相談時間は原則、一組三十分です。

【会場】 小須戸商工会館

【相談員】 水内 基成 弁護士

【申込】

七月十六日(火)までに電話にて商工会までお申し込みください。